

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年10月15日
【四半期会計期間】	第107期第3四半期（自 2019年6月1日 至 2019年8月31日）
【会社名】	キューピー株式会社
【英訳名】	Kewpie Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 長南 収
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷1丁目4番13号
【電話番号】	(03)3486-3331
【事務連絡者氏名】	経営推進本部長 金子 俊浩
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷1丁目4番13号
【電話番号】	(03)3486-3331
【事務連絡者氏名】	経営推進本部長 金子 俊浩
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第106期 第3四半期連結 累計期間	第107期 第3四半期連結 累計期間	第106期
会計期間		自2017年12月1日 至2018年8月31日	自2018年12月1日 至2019年8月31日	自2017年12月1日 至2018年11月30日
売上高	(百万円)	433,446	407,467	573,525
経常利益	(百万円)	27,363	26,227	34,349
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益	(百万円)	14,689	14,737	18,320
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	16,509	14,194	17,786
純資産額	(百万円)	273,568	273,298	266,100
総資産額	(百万円)	432,634	440,970	419,736
1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	99.90	103.03	124.85
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	54.2	52.7	53.9

回次		第106期 第3四半期連結 会計期間	第107期 第3四半期連結 会計期間
会計期間		自2018年6月1日 至2018年8月31日	自2019年6月1日 至2019年8月31日
1株当たり四半期純利益	(円)	38.21	36.22

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含めておりません。
3. 「潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益」については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、前第3四半期連結累計期間および前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等になっております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、第1四半期連結会計期間より報告セグメントの区分を変更しております。これにより、当社グループの報告セグメントは以下のとおりであります。

変更前: 「調味料」、「タマゴ」、「サラダ・惣菜」、「加工食品」、「ファインケミカル」、「物流システム」および「共通」

変更後: 「調理・調味料」、「サラダ・惣菜」、「タマゴ」、「フルーツソリューション」、「ファインケミカル」、「物流」および「共通」

詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

また、主要な関係会社における異動は、以下のとおりであります。

<タマゴ事業>

株式会社カナエフーズ(特定子会社)は、2018年12月1日付でキューピータマゴ株式会社(特定子会社)を存続会社とする吸収合併をしたため、第1四半期連結会計期間において、連結の範囲から除外しております。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績

当社グループ(当社および連結子会社)の状況

当社グループは、2019年に創業100周年を迎えるにあたり、長期ビジョンとして「キユーピーグループ2030ビジョン」を策定しております。「2030ビジョン」を掲げることで想いを1つにし、世界に貢献できる事業分野を伸ばすと同時に、社会的な課題に取り組み、広く共感されるグループをめざしております。

また、2019年度からの3年間を対象とする中期経営計画を策定し、国内での持続的成長と海外での成長加速を実現するため、3つの経営方針(国内では3事業に集中し食の主役化を推進、海外では中国・東南アジアを中心に展開を加速、環境変化に対応した経営基盤の強化)を定めております。

・売上高

前年度に実施した事業譲渡や国内の鶏卵相場の下落などの影響により、4,074億67百万円と前年同期に比べ259億79百万円(6.0%)の減収となりました。

・利益

付加価値品の伸張など売上総利益率の改善は進みましたが、前年度に実施した事業譲渡や労務費などのコスト増加による影響を受け、営業利益は250億円と前年同期に比べ11億19百万円(4.3%)、経常利益は262億27百万円と前年同期に比べ11億36百万円(4.2%)の減益となりました。

また、事業譲渡益の増加などにより、親会社株主に帰属する四半期純利益は147億37百万円と前年同期に比べ48百万円(0.3%)の増益となりました。

セグメント別の状況

[売上高の内訳]

(単位:百万円)

	前第3四半期 (自2017年12月1日 至2018年8月31日)	当第3四半期 (自2018年12月1日 至2019年8月31日)	増減(金額)	増減(比率)
調理・調味料	139,551	139,461	90	0.1%
サラダ・惣菜	92,919	67,374	25,545	27.5%
タマゴ	74,503	73,994	509	0.7%
フルーツソリューション	12,254	11,821	433	3.5%
ファインケミカル	7,429	6,040	1,389	18.7%
物流	102,635	105,056	2,421	2.4%
共通	4,152	3,718	434	10.5%
合計	433,446	407,467	25,979	6.0%

[営業利益の内訳]

(単位:百万円)

	前第3四半期 (自2017年12月1日 至2018年8月31日)	当第3四半期 (自2018年12月1日 至2019年8月31日)	増減(金額)	増減(比率)
調理・調味料	15,530	16,531	1,001	6.4%
サラダ・惣菜	3,304	2,097	1,207	36.5%
タマゴ	5,907	6,173	266	4.5%
フルーツソリューション	751	228	523	69.6%
ファインケミカル	930	713	217	23.3%
物流	3,664	3,353	311	8.5%
共通	1,150	1,114	36	3.1%
全社費用	5,120	5,210	90	
合計	26,119	25,000	1,119	4.3%

調理・調味料

- ・海外のマヨネーズ・ドレッシングは伸張したが、国内業務用の販売減少などにより減収
- ・主原料価格の安定に加え、海外の増収効果や低収益商品の見直しにより増益

サラダ・惣菜

- ・前年度に実施した事業譲渡の影響や、葉物野菜の相場下落によるカット野菜の需要減少により減収減益

タマゴ

- ・国内の販売量は増加したが、鶏卵相場下落の影響により減収
- ・付加価値品を中心とした国内の販売量の増加などにより増益

フルーツ ソリューション

- ・ジャム・スプレッドは好調に推移したが、食品メーカー向けの販売減少などにより減収
- ・売上の減少に伴う利益減、調理食品の他事業への生産移管の影響などにより減益

ファインケミカル

- ・医療機器ビジネスは順調に推移したが、前年度に実施した医薬用EPAの事業譲渡の影響により減収減益

物流

- ・共同物流などの既存顧客の取扱い拡大が進み増収
- ・事業拡大や体制強化に伴う人件費などの増加により減益

共通

- ・外部向け原料販売の減少により減収減益

(2) 財政状態

- ・総資産は、4,409億70百万円と前連結会計年度末に比べ212億34百万円増加
主に現金及び預金、受取手形及び売掛金、建設仮勘定の増加による
- ・負債は、1,676億71百万円と前連結会計年度末に比べ140億35百万円増加
主に支払手形及び買掛金、賞与引当金、長期借入金の増加による
- ・純資産は、2,732億98百万円と前連結会計年度末に比べ71億98百万円増加
主に利益剰余金の増加による

なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、財政状態については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前連結会計年度末との比較・分析を行っております。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株式の大量取得を目的とする買付けが行われる場合において、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様への判断に委ねられるべきものと考えており、経営支配権の異動を通じた企業活動の活性化の意義や効果についても、何らこれを否定するものではありません。

しかしながら、当社および当社グループの経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、ならびにお客様や従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であり、これらに関する十分な理解がなくては、将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。当社は、株主の皆様から負託を受けた経営者の責務として、当社株式の適正な価値を株主および投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますが、突然に大量買付行為がなされた際には、短期間の内に買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかにつき適切な判断が求められる株主の皆様にとって、買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。さらに、当社株式の継続保有を検討するうえでも、係る買付行為が当社に与える影響や、買付者の考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、買付者の過去の投資行動等、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大量買付行為を行う買付者においては、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って、買付行為に対する株主の皆様への判断のために必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大量買付行為の中には、当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものもないとはいえず、そのような大量買付行為から当社の基本理念やブランド、株主をはじめとする各ステークホルダーの利益を守るのは、当社の経営を預かる者としては、当然の責務であると認識しております。

このような責務を全うするため、当社取締役会は、株式の大量取得を目的とする買付け（または買収提案）を行う者に対しては、当該買付者の事業内容、将来の事業計画や過去の投資行動等から、当該買付行為（または買収提案）が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響を慎重に検討し、判断する必要があるものと認識しております。

そこで、当社は、係る買付行為に対して、当社取締役会が、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って適切と考える方策をとることも、当社の企業価値および株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

以上の当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する考え方を、以下「本基本方針」といいます。

(2) 当社の本基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社の本基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値および株主共同の利益の向上に資するための取り組みとして、以下の取り組みを実施しております。

(ア) グループ中期経営計画の策定

当社グループは、企業価値をより高めるために2019年度を初年度とする3年間の中期経営計画を策定しております。

当中期経営計画において、国内での持続的成長と海外での成長加速の実現をめざすとともに、変化する社会的な課題に取り組むなど今後の成長に向けた経営基盤の強化も進めております。

日本国内においては、調理・調味料事業、サラダ・惣菜事業、タマゴ事業に集中して「食の主役化」を推進し、利益創出力を向上させてまいります。そのために、最適な生産体制の構築を進め、生産合理化によるコスト競争力を強化するとともに、今後の成長に向けて生産能力を向上させてまいります。そして、各事業の販路の相互活用や、新たな販路への展開を進めることで販売機会の拡大を図るとともに、独自技術を活用して新たな価値を創出してまいります。

海外においては、マヨネーズと深煎りごまドレッシングでサラダ需要を拡大するとともに、各エリアの状況に応じた提案や開発を中国と東南アジア中心に行うことで、売上拡大により利益創出力を向上させてまいります。

(イ) コーポレート・ガバナンスの整備

当社グループは、効率的で健全な経営によって当社の企業価値および株主共同の利益の継続的な増大を図るため、経営上の組織体制や仕組み・制度などを整備し、必要な施策を適宜実施していくことを経営上の最も重要な課題の1つに位置づけております。

当社は、事業年度毎の経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を構築することができるよう、取締役の任期を1年としております。また、監査体制の一層の充実強化を図るため、社外監査役2名を含む監査役4名の体制をとっております。

上記(2)の取り組みについての当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記(2)(ア)および(イ)の取り組みは、いずれも、当社グループの企業価値および株主共同の利益を向上させ、その結果、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なう大量買付者が現れる危険性を低減するものであり、本基本方針に沿うものであると考えます。また、係る取り組みは、当社グループの価値を向上させるものであることから、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えます。

(3) 本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み（当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策））

当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）による取り組み

当社は、2017年1月25日開催の当社取締役会において、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、2017年2月24日開催の当社第104回定時株主総会の承認を停止条件として、大量買付行為への対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を継続して採用することを決定し、第104回定時株主総会において本対応方針を継続して採用することが承認されました。

本対応方針の概要は、以下のとおりです。

(ア) 対象となる買付行為

特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した買付行為は、本対応方針の適用対象からは除外いたします。）を対象とします。

(イ) 大量買付ルールの内容

当社は、大量買付者が当社取締役会に対して大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、原則として60日（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日（その他の大量買付行為の場合）が当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案、株主意思の確認手続きの要否の決定および対抗措置発動または不発動の決定のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として経過した後のみ、大量買付行為を開始することができる、という大量買付ルールを設定いたします。

また、大量買付ルールに関連して、本対応方針を適正に運用し当社取締役会の恣意的判断を可及的に防止するため、独立委員会を設置するとともに、株主の皆様の意思を尊重する見地から、必要に応じて株主意思の確認手続きを行うこととします。独立委員会委員の人数は3名以上とし、独立委員会委員は、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外有識者、当社社外取締役または当社社外監査役の中から選任します。また、当社株主の皆様の意思を確認する場合には、会社法上の株主総会（以下「株主総会」といいます。）による決議によるものとします。当社取締役会は、株主総会を開催する場合には、株主総会の決議の結果に従い、大量買付行為の提案に対し、対抗措置を発動しまたは発動しないことといたします。株主総会の開催日は、原則として当初定められた取締役会評価期間内に設定するものとしますが、株主総会を開催するための実務的に必要な期間等の理由によりやむを得ない事由がある場合には、独立委員会の勧告に基づき、取締役会評価期間を、30日間延長することができるものとします。

(ウ) 大量買付行為がなされた場合の対応方針

a. 大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、原則として大量買付行為に対する対抗措置はとりません。大量買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様においてご判断いただくこととなります。

もっとも、大量買付者が真摯に合理的な経営をめざすものではなく、大量買付者による大量買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、本対応方針の例外的措置として、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るために、適切と考えられる手段をとることがあります。

b. 大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、必要性および相当性を勘案したうえで、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大量買付行為に対抗する場合があります。大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否かおよび対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

c. 対抗措置の手段

対抗措置の具体的な手段については、必要性および相当性を勘案したうえで、新株予約権の無償割当てその他会社法上および当社定款により認められる手段の中から、発動する時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。新株予約権無償割当てを選択する場合には、大量買付者等に新株予約権の行使を認めないこと等を新株予約権の条件として定めます。なお、新株予約権の行使が認められない者が有する新株予約権の対価として金銭を交付することは想定しておりません。

d. 対抗措置発動の停止等について

当社取締役会は、対抗措置の発動が決定された後であっても、大量買付者が大量買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動の変更または停止を行うことができるものとします。

(エ) 株主・投資家に与える影響等

a. 大量買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大量買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行うことを支援するものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

b. 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合などには、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様（対抗措置の発動に係る大量買付者等

を除きます。)が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。なお、当社取締役会が新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式価値の希釈は生じませんので、新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈が生じることを前提に売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

c. 対抗措置の発動に伴って株主の皆様が必要となる手続き

対抗措置として、当社取締役会において、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社が公告する新株予約権無償割当てに係る割当基準日において当社の株主名簿に記録された株主に対し、新株予約権が無償にて割り当てられますので、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。この他、割当方法、新株予約権の行使の方法および当社による取得の方法の詳細等につきましては、対抗措置に関する当社取締役会の決定が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知をいたしますので、その内容をご確認ください。

(オ) 本対応方針の有効期限

本対応方針の有効期限は、2020年2月29日までに開催される第107回定時株主総会の終結の時までとします。

上記(3)の取り組みについての当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

(ア) 本対応方針が本基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大量買付ルールの内容、大量買付行為がなされた場合の対応方針、独立委員会の設置、株主および投資家の皆様に与える影響等を定めるものです。

本対応方針は、大量買付者が大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、および取締役会評価期間が経過した後にのみ大量買付行為を開始することを求め、大量買付ルールを遵守しない大量買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しております。

また、大量買付ルールが遵守されている場合であっても、大量買付者の大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、大量買付者に対して当社取締役会は当社の企業価値および株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しております。

このように本対応方針は、本基本方針の考え方に沿うものであるといえます。

(イ) 本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

上記(1)「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」で述べたとおり、本基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としております。本対応方針は、本基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障することを目的としております。本対応方針によって、当社株主および投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、当社株主の皆様の本対応方針の発効・延長の条件としており、本対応方針にはデッドハンド条項(導入した当時の取締役が一人でも代われれば消却不能になる条項)やスローハンド条項(取締役の過半数を代えても一定期間消却できない条項)は付されておらず、当社株主の皆様が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えます。

(ウ) 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大量買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様判断に委ねられるべきであることを大原則としながら、当社の企業価値および株主共同の利益を守るために必要な範囲で大量買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する条件を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は、単独で本対応方針の発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様承認を要します。

また、大量買付行為に関して当社取締役会が対抗措置をとる場合など、本対応方針に係る重要な判断に際しては、必要に応じて外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、当社取締役会は、同委員会の勧告を最大限尊重するものとしております。さらに、必要に応じて、株主の皆様意思を尊重するため、株主意意の確認手続きを行うことができるとしてあります。本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きを盛り込んであります。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、28億4百万円であります。
なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(注) 「第2 事業の状況」における文章中の金額には、消費税等は含めておりません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	500,000,000
計	500,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2019年8月31日)	提出日現在発行数(株) (2019年10月15日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	150,000,000	150,000,000	東京証券取引所 (市場第一部)	・権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式 ・単元株式数 100株
計	150,000,000	150,000,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年6月1日 ~ 2019年8月31日	-	150,000	-	24,104	-	29,418

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2019年5月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2019年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式(自己保有株式) 6,957,500	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 142,932,000	1,429,320	同上
単元未満株式	普通株式 110,500	-	同上
発行済株式総数	150,000,000	-	-
総株主の議決権	-	1,429,320	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が3,710株(議決権の数37個)含まれております。

【自己株式等】

2019年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) キューピー(株)	東京都渋谷区渋谷 1-4-13	6,957,500	-	6,957,500	4.64
計	-	6,957,500	-	6,957,500	4.64

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（2019年6月1日から2019年8月31日まで）および第3四半期連結累計期間（2018年12月1日から2019年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	38,493	44,979
受取手形及び売掛金	77,034	86,251
有価証券	9,500	9,500
商品及び製品	16,695	16,355
仕掛品	963	1,348
原材料及び貯蔵品	10,595	9,706
その他	5,566	5,780
貸倒引当金	446	415
流動資産合計	158,402	173,506
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	181,314	183,080
減価償却累計額	106,708	107,365
建物及び構築物(純額)	74,605	75,715
機械装置及び運搬具	175,809	178,107
減価償却累計額	123,835	124,351
機械装置及び運搬具(純額)	51,974	53,755
土地	52,084	52,196
建設仮勘定	11,223	14,423
その他	25,150	25,502
減価償却累計額	16,182	16,940
その他(純額)	8,968	8,561
有形固定資産合計	198,856	204,652
無形固定資産		
のれん	1,233	1,044
その他	5,059	8,465
無形固定資産合計	6,293	9,509
投資その他の資産		
投資有価証券	29,673	25,867
退職給付に係る資産	11,552	12,042
その他	15,140	15,572
貸倒引当金	181	180
投資その他の資産合計	56,184	53,301
固定資産合計	261,334	267,463
資産合計	419,736	440,970

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年8月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	44,518	50,427
短期借入金	9,496	12,667
1年内償還予定の社債	10,000	-
未払法人税等	6,775	4,131
賞与引当金	1,937	5,783
その他の引当金	1,000	2,818
その他	27,160	28,118
流動負債合計	100,888	103,946
固定負債		
社債	-	10,000
長期借入金	36,664	40,549
退職給付に係る負債	3,546	3,030
資産除去債務	1,123	1,185
その他	11,413	8,959
固定負債合計	52,748	63,725
負債合計	153,636	167,671
純資産の部		
株主資本		
資本金	24,104	24,104
資本剰余金	29,543	29,483
利益剰余金	183,431	192,590
自己株式	15,859	15,862
株主資本合計	221,219	230,315
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	10,618	8,051
繰延ヘッジ損益	28	17
為替換算調整勘定	1,459	2,761
退職給付に係る調整累計額	4,018	3,075
その他の包括利益累計額合計	5,112	2,197
非支配株主持分	39,768	40,784
純資産合計	266,100	273,298
負債純資産合計	419,736	440,970

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2017年12月1日 至 2018年8月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2018年12月1日 至 2019年8月31日)
売上高	433,446	407,467
売上原価	332,304	307,272
売上総利益	101,142	100,195
販売費及び一般管理費	75,023	75,195
営業利益	26,119	25,000
営業外収益		
受取利息	59	80
受取配当金	470	426
持分法による投資利益	113	114
受取保険金	237	450
その他	888	983
営業外収益合計	1,768	2,055
営業外費用		
支払利息	260	222
その他	263	606
営業外費用合計	523	828
経常利益	27,363	26,227
特別利益		
事業譲渡益	-	643
固定資産売却益	79	98
その他	425	154
特別利益合計	504	896
特別損失		
固定資産除却損	844	729
減損損失	219	642
その他	554	180
特別損失合計	1,619	1,552
税金等調整前四半期純利益	26,249	25,570
法人税等	8,700	8,198
四半期純利益	17,549	17,372
非支配株主に帰属する四半期純利益	2,859	2,634
親会社株主に帰属する四半期純利益	14,689	14,737

【四半期連結包括利益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2017年12月1日 至 2018年8月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2018年12月1日 至 2019年8月31日)
四半期純利益	17,549	17,372
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,103	2,648
繰延ヘッジ損益	16	3
為替換算調整勘定	898	1,532
退職給付に係る調整額	978	1,006
その他の包括利益合計	1,039	3,177
四半期包括利益	16,509	14,194
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	13,762	11,822
非支配株主に係る四半期包括利益	2,747	2,372

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(1) 連結の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間において、株式会社カナエフーズ(特定子会社)は、キューピータマゴ株式会社(特定子会社)を存続会社とする吸収合併をしたため、連結の範囲から除外しております。

第2四半期連結会計期間において、つくば鶏卵加工株式会社は新規設立のため、連結の範囲に含めております。

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更

該当事項はありません。

(追加情報)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

偶発債務

次の会社および従業員の金融機関からの借入金等に対して連帯保証をしております。

保証債務

	前連結会計年度 (2018年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年8月31日)
従業員(借入債務)	249百万円	246百万円
エイ・ケイ・フランチャイズシステム 株式会社(借入債務)	30	-
Kewpie-Egg World Trading Europe B.V. (購入代金支払に対する債務保証)	14	-
計	294	246

(注) エイ・ケイ・フランチャイズシステム株式会社の金額は、再保証を行っているため、再保証額を記載していません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)およびのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2017年12月1日 至 2018年8月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2018年12月1日 至 2019年8月31日)
減価償却費	13,516百万円	13,870百万円
のれんの償却額	387	189

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 2017年12月1日 至 2018年8月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年1月23日 取締役会	普通株式	2,720	18.50	2017年11月30日	2018年2月6日	利益剰余金
2018年6月25日 取締役会	普通株式	2,793	19.00	2018年5月31日	2018年8月6日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自 2018年12月1日 至 2019年8月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年1月23日 取締役会	普通株式	2,717	19.00	2018年11月30日	2019年2月7日	利益剰余金
2019年6月26日 取締役会	普通株式	2,860	20.00	2019年5月31日	2019年8月5日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 2017年12月1日 至 2018年8月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	調理・ 調味料	サラダ・ 惣菜	タマゴ	フルーツ ソリューション	ファイン ケミカル	物流	共通	合計	調整額 (注)1	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注)2
売上高										
外部顧客への 売上高	139,551	92,919	74,503	12,254	7,429	102,635	4,152	433,446	-	433,446
セグメント間の 内部売上高 又は振替高	5,115	81	3,290	236	231	23,234	7,362	39,553	39,553	-
計	144,667	93,001	77,794	12,491	7,661	125,869	11,514	473,000	39,553	433,446
セグメント利益	15,530	3,304	5,907	751	930	3,664	1,150	31,239	5,120	26,119

(注)1. セグメント利益の調整額 5,120百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費に係る費用であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

当第3四半期連結累計期間において、「タマゴ」で減損損失を219百万円計上しております。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間（自 2018年12月1日 至 2019年8月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	調理・ 調味料	サラダ・ 惣菜	タマゴ	フルーツ ソリューション	ファイン ケミカル	物流	共通	合計	調整額 (注)1	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注)2
売上高										
外部顧客への 売上高	139,461	67,374	73,994	11,821	6,040	105,056	3,718	407,467	-	407,467
セグメント間の 内部売上高 又は振替高	4,925	159	2,571	749	335	23,348	7,257	39,346	39,346	-
計	144,386	67,534	76,565	12,571	6,375	128,404	10,976	446,813	39,346	407,467
セグメント利益	16,531	2,097	6,173	228	713	3,353	1,114	30,211	5,210	25,000

(注) 1. セグメント利益の調整額 5,210百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費に係る費用であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

第1四半期連結会計期間より、2019年度からの3年間を対象とする中期経営計画に基づき、より経営責任の領域に即した事業活動を展開するため、グループの事業推進体制を以下のとおり変更しております。

事業区分の変更

- ・従来の「調味料事業」に「加工食品事業」のアヲハタ株式会社部分以外を移管し、「調理・調味料事業」に名称を変更
 - ・「加工食品事業」に含まれていたアヲハタ株式会社部分を「フルーツソリューション事業」として独立
 - ・「物流システム事業」に含まれていた賃貸に関わる取引を「共通事業」に移管し、「物流事業」に名称を変更
- 全社費用について
- ・各事業に按分できない費用（本社経費など）を全社費用として区分

なお、前第3四半期連結累計期間のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

（固定資産に係る重要な減損損失）

該当事項はありません。

（のれんの金額の重要な変動）

該当事項はありません。

（重要な負ののれん発生益）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益および算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2017年12月1日 至 2018年8月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2018年12月1日 至 2019年8月31日)
1株当たり四半期純利益(円)	99.90	103.03
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益 (百万円)	14,689	14,737
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(百万円)	14,689	14,737
普通株式の期中平均株式数(千株)	147,043	143,042

(注)「潜在株式調整後1株当たり四半期純利益」については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

2019年6月26日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

中間配当による配当金の総額 2,860百万円

1株当たりの金額 20円00銭

基準日 2019年5月31日

効力発生日 2019年8月5日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年10月15日

キューピー株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木村 修	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐久間 佳之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中村 美由樹	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているキューピー株式会社の2018年12月1日から2019年11月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2019年6月1日から2019年8月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2018年12月1日から2019年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、キューピー株式会社及び連結子会社の2019年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。